

東京司法書士会主催

「空き家問題 110番」

～誰に相談すればいいのか…

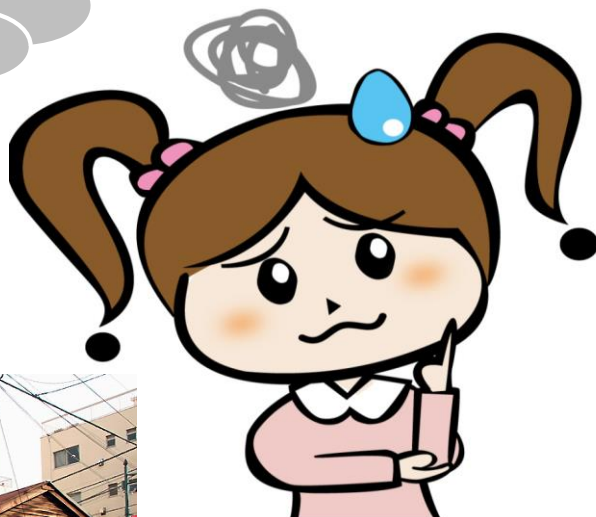
司法書士がお応えします～

空き家対策の法律ができて
何がどう変わるのか
知りたい。

空き家を相続したが、
何もしていない。
どうすればいいの？

隣の空き家が
放置されていて
困っている。

誰も私の家を
継ぐ人がいない。



認知症の相続人がいて
遺産分割協議ができないまま
空き家になっている。



日時：12月19日（土）

午前10時～午後4時30分

◇電話による無料相談

03-3354-5191

※携帯・PHS・固定電話・公衆電話からもご利用になれます。

《問い合わせ先》

東京司法書士会事務局 事業・研修課

電話 03-3353-9191 平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

FAX 03-3353-9239

URL:<http://www.tokyokai.jp/>